

## 行政書士三田会 会則

(名称)

第1条 本会は、行政書士三田会と称する。

(所在地)

第2条 本会は主たる事務所を会長の事務所に置く。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦と情報交換を通じて行政書士及び慶應義塾の発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 行政書士として登録し、またはその従業員として勤務する塾員で、本会に入会を希望し役員会で承認を得た者。
2. 一貫教育校修了者で入会を希望する者の中で、役員会で承認を得た者。
3. 塾員とは、学部・大学院卒業者、及び特選塾員を言う。塾員以外は、会友となる。他の三田会との重複入会を妨げない。
4. 慶應連合三田会名簿に記載される役員等は塾員に限る。
5. 退会は本人が希望すればいつでもできる。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

会長 1名 理事 10名以内

副会長 5名以内 会計 1名

事務局長 1名 監事 2名

また、本会に名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

(役員の選出及び任期)

第6条 本会のすべての役員は総会で選出し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠及び増員により就任した役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

(事業)

第7条 本会は第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 総会、役員会
2. 周年事業、懇親事業

3. 会報、名簿の発行
4. その他必要と認められる事業

(総会)

第8条 総会は、年1回会長の招集によって開催し、下記事項を審議決定する。

- ①役員の選出
- ②事業・会計報告
- ③会則の変更
- ④その他必要と認められる事項

2. 総会の議事は出席会員の過半数の賛同によってこれを決する。

(役員会)

第9条 役員会は、隨時会長の招集によって開催し、総会付議事項、その他必要と認め  
る事項を協議決定する。

(慶弔)

第9条の2 本会は、会員の死亡、会員の配偶者及び一親等血族に対して香典を支給する。  
ただし、その額は、会員につき1万円、配偶者及び一親等血族につき5千円とする。

(収入)

第10条 本会の収入は、年会費、臨時会費、寄付金、その他の拠出金による。年会費は  
別途定め、事業年度はじめに徴収する。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は7月1日から翌年6月30日までとする。

(会員の報告義務)

第12条 会員は住所氏名に変更があった場合、速やかに事務所にその旨を連絡するものと  
する。

(規定外事項)

第13条 本会則に定めのない事項については、役員が協議の上決定する。

(会則の改正)

第14条 本会則の改正は、総会においてこれを行う。

(附則) 本会則は平成19年8月10日から施行する。

(附則) 本会則は平成23年7月30日から施行する。